

施設整備促進支援事業に係るQ&A

令和7年3月4日現在

No.	質問	回答
1	支給対象は、国庫補助（地域医療介護総合確保基金、医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金）の交付決定を受けた医療機関のみですか。	国庫補助の交付決定を受けた医療機関以外でも、国庫補助の交付決定を受けていないが、交付要件に該当する医療機関も対象となります。
2	支給対象は、令和6年度中に契約を締結している医療機関等ですが、複数年度契約による施設整備の場合も支給対象となりますか。また、対象となる場合、どのように支給額を計算するのですか。 ※No.4を併せて確認ください。	施設整備促進支援事業は令和6年度補正予算事業として措置されたものであるため、複数年度契約による施設整備の場合であっても、令和6年度中に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している場合に限り支給対象となります。令和5年度に契約した施設整備は対象になりません。 複数年度契約による施設整備の場合であっても、支給額の計算に当たっては、工事進捗率を考慮せず、別表に定める物価高騰を反映した単価と現行の交付要綱上の単価の差額に基準面積及び調整率または補助率を乗じて計算します。ただし、この計算で算出された金額が満額支給されるとは限りません。
3	支給対象は、令和6年度中に契約を締結している医療機関等ですが、令和6年度に工事に着手してなくても支給の対象ですか。	施設整備促進支援事業は、物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となった医療機関への支援を行う事業として措置されたものであるため、令和6年度に工事に着手してなくても、令和6年度中に契約を締結していれば支給の対象となります。
4	今回調査（令和7年3月6日通知）は、令和6年度のみ取組みだけ対象か。令和7年度のみ取組みは後日別に募集されるか。	現時点で本事業の事業計画の募集は今回しか予定しておりません。令和7年度のみ取組み（令和7年度中に契約を締結する取組み）も今回の調査で事業計画をご提出ください。
5	支給対象は、国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している医療機関等ですが、施設整備に係る契約とは具体的に何を指していますか。	現行の国庫補助事業によって定義が異なるので注意が必要です。 地域医療介護総合確保基金においては「設計、解体、本体工事」のいずれかの契約を指します。 また、医療提供体制施設整備交付金及び医療施設等施設整備費補助金においては「本体工事、現地建替による解体」の契約を指します。 近年の契約形態の多様化に合わせ、設計と施工を一元的に行うデザインビルト契約も対象に含めて差し支えありません。
6	事業計画の記載内容について教えてください。事業計画書で求められた支給額満額が支給されますか。	単価については、物価高騰を反映した単価と実契約工事単価を比較して小さい方を選定します。 面積については、実契約上の工事整備面積と交付要綱上の国庫補助基準面積とを比較して小さい方を選定します。 選定された単価に選定された面積及び事業毎の国庫補助率を乗じて得られた額が支給額となります。ただし、予算の範囲内での支給となり、必ずしも求められた金額が満額支給されるとは限りません。
7	給付金の使途に限定はありますか。	給付金の支給対象は、あくまで国庫補助の交付対象になる建設工事の契約を基に判断されます。その際、受給する給付金の使途に制限はありません。 【注意喚起事項】 ただし、国庫補助（地域医療介護総合確保基金、医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金）を受けている医療機関については、対象経費が重複し、国庫補助金の二重取りになる可能性がありますので、当該給付金を国庫補助の対象経費に充当する使い方は避けてください。 なお、医療提供体制施設整備交付金や医療施設等施設整備費補助金の補助対象外となる土地の取得、門や塀などの外構工事、駐車場の整備、設計等の経費に当該補助金を充当することは可能です。
8	開設している病院・診療所で実施した施設整備が国庫補助金の交付対象になるのか知りたい。	今回調査で合わせて掲示する国庫補助金等の交付要綱をご確認ください。